

会費規定

1. 正会員及び賛助会員の企業は、下記に規定する年会費の支払いの義務を負う。
2. 正会員のうちアドバイザー契約を結んだ外国人技能実習生の受入企業については、下記に規定するアドバイザー料の支払いの義務を負う。

当協会の会費

<年会費>

- (1) 正会員 1社当たり 24万円とする。但し、年度の途中で入会する場合は、月割計算とする。
- (2) 賛助会員 1社当たり 24万円とする。但し、年度の途中で入会する場合は、月割計算とする。

<アドバイザー料（月額）>（監理団体以外の企業）

アドバイザー料として、対象となる外国人技能実習生（以下、実習生とする）の導入規模により下記のとおり、アドバイザー料を毎月徴収する。

但し、毎年4月及び10月に実習生の受入人数について見直しを行うものとする。（3月末および9月末現在の受入人数にてアドバイザー料を改定する。）

実習生の受入人数	アドバイザー料 (月額)
20人以下	30,000円
21人～50人	50,000円
51人～100人	100,000円
101人～200人	180,000円
201人～400人	300,000円
401人～800人	500,000円
801人～1,600人	800,000円
1,601人以上	1,000,000円

※ 上記金額に消費税をいただきます。